

視点

たかが公園、されど公園

—東アジアにおける公園からの問題提起—

柴田昌美

一 はじめに—公園と歴史意識

日本の公園は物理的な都市計画施設として注目されることがあっても、公園自体の歴史や公園に刻まれた都市と市民の記憶といった側面はあまり意識されてこなかった。しかし世界に目を転じると公園が都市と市民の歴史を語り伝える顔として親しまれている場合が多い。とくに都市自治の伝統をもつヨーロッパでは、公園自体の成り立ちとそこを舞台に繰り広げられてきた市民の営みの記憶が各都市に欠かせない文化として共有されているのが一般的である。また第二次世界大戦中に反ナチスのレジスタンス闘争が展開された諸国では、公園の名称に闘争の中で倒れたレジス

タンス闘士の名を付けてその闘いを後世に伝えているところもみられる。

社会がくぐりぬけてきた正負の経験と、それぞれの時代の課題に挑んで生きてきた人びとの記憶を公園という形で継承しようと自覚する時、その公園には確かに歴史意識が刻まれていく。このことを「歴史意識の空間化」と呼ぶことができるだろう。

二 東アジアにおける公園の歴史意識

—「歴史を鑑とする」公園—

東アジアの近隣諸国においても同様の作用が欧米とは異なった特色をもちつつダイナミックに展開した。そこでは欧米および日本による植民地化とその危機の下での自生的

近代化をめぐる格闘の中から公園が生み出されてきたのであり、空間化された歴史意識もよりシャープなものとなった。

中国での最初の近代公園は一八六八年に上海の租界に造られたが、そこでは長期にわたり中国人は排除されてきたため、それが本来の公園になるには長い時間を要した。それに対して、中国社会の内部から広範に公園を生み出す契機となったのは辛亥革命（一九一一年）であり、それ以降北京の皇家庭園と天壇をはじめとする皇帝の祭祀の場や各地の大庭園が、つぎつぎと公園として民衆に開放されていった。その後の中国革命の進展は革命の諸モニュメントを含む新たな公園を創り出してきた。また今日では現代的都市計画の下での公園緑地建設と同時に、第二次阿片戦争で略奪・破壊された清朝期の離宮円明園をそのままの姿で公園化するなど、中国が近代に被った侵略と破壊（救亡）の歴史を伝える教育の場としても整備されている。

韓国における自生的な公園創出は、李朝末期の朝鮮における主権の確保と自主的近代化をめざした結社である独立協会（一八九六〜九八年）が広く国民に呼びかけて建設に着手した「独立公園」を発端とする。独立協会は新聞の創刊や「万民共同会」という市民の街頭討論集会を組織し、公論形成と公園創出を合わせて追求したのである。協会は

保守化した政府に弾圧され、独立公園も消滅したが、続いて政府が建設したパゴダ公園（現タプコル公園）が後に三・一独立運動の発火点となった。日本は朝鮮の植民地化にあたって元の独立公園の場所に植民地支配に抵抗する人びとを収監し弾圧する刑務所を建設し、独立に対極する場としてしまった。韓国光復後も拘置所として使用されていたが、今日では拘置所は移転され、ちょうど独立協会解散から百年後の一九九八年に、元の獄舎を日本の植民地支配を告発する「西大門刑務所歴史館」として整備し、その周囲にいわば二代目の「西大門独立公園」を造成した。

こうした東アジア諸国の動向を見ると「歴史を鑑とする」という言葉が公園づくりにおいても貫かれていることがわかる。

三 東アジアにおける公園の新たな現代性 —「民主化の証」としての公園—

もちろん「歴史意識の空間化」という時、その歴史意識の中身が問題となることはいうまでもない。そしてその歴史意識は他者に対しても自らに対しても普遍性をもたなければならぬ。

そうした中で、今、東アジアの一部の公園に見られる新たな動向は注目に値する。それは、韓国と台湾において八

○年代後半以降の民主化の前進のもとで進められてきた自らの社会内部の抑圧的な過去の克服、具体的には戦後冷戦体制下に繰り広げられてきた国家暴力に対する真相究明、被害者の名誉回復と補償、加害者の責任追求、事実の記念と継承、それらを前提とした和解・和合をめざす取り組みのなかで、新たな意味をもった公園が生み出されつつあることである。以下、その中のいくつかを見てみる。

1 光州「五・一八記念公園」および

「五・一八自由公園」

「五・一八」とは、いうまでもなく一九八〇年に起きた光州事件（光州民衆抗争）のことである。非常戒厳令に反対する光州の学生・市民に対する特殊部隊と戒厳軍による武力鎮圧によって多数の犠牲者を出した光州事件は八〇年代韓国の反独裁民主化運動のシンボルとなり、八七年の「民主化宣言」を経て八八年には国会に真相究明のための特別委員会が設置され、政府もその評価を「暴動」から「民主化運動」へと改めた。そして九〇年に「光州民主化運動関連者補償などに関する法律」、九五年には「五・一八民主化運動等に関する特別法」（賠償、公訴時効停止、記念事業などを定める―これにより全斗煥・盧泰愚両大統領経験者らに対する刑法内乱罪の遡及適用が可能となつ

た）が制定され、これらに基づく具体的な手だてが講じられている。また九七年には五月一八日が国家記念日に指定され、「光州精神の継承」が広くアピールされてきた。

そうした中で最初に象徴的な空間となったのは事件の犠牲者が眠る光州市東郊の望月洞墓地で、今日では再整備の上「聖域化」されている。そしてもうひとつの新たな象徴が市の西郊に造られた「五・一八記念公園」（九八年開設）と「同自由公園」（九九年開設）である。「記念公園」では、市街を遠望する丘の中腹に自由を求めて立ち上がった市民の姿の彫像をすえ、地下には平和的な集会を軍靴とキャタピラが踏みにじったことを示すレリーフと犠牲者の氏名を刻んだプレートおよび慰霊のための母子像が安置されている。

モニュメント性を基調とした「記念公園」に対し「自由公園」は元戒厳軍の基地跡というより現場的な場である。事件の資料館に加えて、事件の際に連行した市民を収監した営倉や軍法裁判の法廷をそのまま残して見学できるようにしている。筆者が二〇〇〇年春に訪問した時も地元の小学生在遠足で訪れて来ており、生きた人権教育の場となっていた。

2 濟州島「四・三慰靈公園」

光州事件が冷戦末期に起こり民主化へと直結していったのに対し、冷戦体制の確立と朝鮮半島の南北分断が決定づけられる中での一九四八年からはじまった悲劇が濟州島四・三事件だった。南朝鮮単独選挙に反対する蜂起への軍事討伐に端を発する虐殺により数万人もの犠牲者を出した事件自体の凄惨さと、その後の強権的体制下におけるタブー視のため、地域社会はもとより歴史的に関係が深い在日社会にも大きな傷痕を刻んできた。

「四・三」が公然と議論されるようになったのも八七年以降である。マスコミや民間研究機関による証言採録に続いて濟州道議会での特別委員会設置（九三年）と道当局の積極的な取り組みを経て国政の課題とされ、九九年に「濟州島四・三事件真相糾明及び名誉回復に関する特別法」が制定された。

その第一条（目的）は次の通りである。

この法は濟州四・三事件の真相を糾明し、この事件と関連した犠牲者とその遺族たちの名誉を回復させることをもって人権伸張と民主発展及び国民和合に資することを目的とする。

そして第八条（慰靈事業）で、

政府は濟州四・三事件の犠牲者を慰靈し、歴史的意味を反芻し平和と人権のため教育の場で活用し慰靈祭礼等の便宜を図るために次の各号の事業施行に必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。

と述べ、その中で「慰靈公園の造成」を明記している。この「慰靈公園」の造成は、濟州道の「四・三解決五大事業」の一環として九九年末から着手された。今後特別法の条文に示されたコンセプトがどのように具体化されるか注目していきたい。

3 台北「三三八和平公園」

台北の都心部に位置する「三三八和平公園」は、日本の植民地時代の一九九九年に開設された「台北新公園」を一九九六年に改称したものである。植民地時代も国民党統治下でも同じ名称だった公園がこの時期に名称変更された意味は大きい。

一九四七年に国民党当局と台湾住民との間の衝突から軍による大規模な住民虐殺に至り戦後台湾の社会に決定的なダメージをもたらした二・二八事件も、長期にわたる戒嚴令下でタブーとされてきた。八七年の戒嚴令解除前後からようやく公然と犠牲者の追悼ができるようになり、九二年には台湾行政院から調査報告が出され、九五年に李登輝総

統が政府としての正式謝罪を行うとともに「二二八補償条例」が制定された。そうした中で当時の陳水扁台北市長により「台湾史の最大の傷痕を癒し各族群の融合と和諧を促進する」ために公園の名称変更がなされた。

事件五〇周年の九七年には公園内に「台北二二八紀念館」が開設され活発な啓発活動を展開している。また同時期に台湾各地で「二二八紀念公園」や記念碑・慰霊碑が相ついで建設された。

4 台北「馬場町紀念公園」

最後に、小規模ながら特徴的な公園として馬場町紀念公園が二〇〇〇年八月に開設された。この公園は淡水河支流の河川敷に位置するが、そこはもともと五〇年代を中心として台湾で吹き荒れた「白色恐怖」（国民党政府による反共テロル）の下での政治犯処刑場だったところである。川を見下ろす土手には受難者の氏名と処刑日そして遺言が刻まれている。正面には犠牲者を記念する土丘があり、その前の碑文には次の通り記されている。（大意）

一九五〇年代に社会正義と政治改革を追い求めた熱血の志士は、戒厳令下で逮捕されこの馬場町の土丘一帯で銃殺刑に処せられた。今死者を追想しこの歴史の

事蹟を記念するために、特に馬場町刑場の土丘を保存し、台湾の多くの犠牲者の英魂を追悼するとともに、次の世代に弔意と敬意を伝えていく。

中華民國八十九年八月二十六日

なお、この時期の犠牲者に対する補償法としては、「五〇年代白色恐怖（戒厳時期不当叛乱及び匪諜審判案件）補償条例」が九八年に制定されている。

四 おわりにー同時代史の中の公園

以上の各公園をめぐる近年の動向は、韓国・台湾における民主化運動の中で、権威主義体制を克服し「正義」の回復を図ろうとする血の滲むような努力の中で実現し、また実現しつつあるものである。そしてそれらは自らの同時代史の直視からはじまった。

この点が日本の公園ではまったくといっていいほど欠落している。同じ「記念公園」でも、米軍立川基地跡が昭和天皇在位五〇年を記念した「国営昭和記念公園」とされたように、「記念」の意味があまりにも空虚で恣意的な場合が多い。ここに近隣諸国との歴史意識の決定的な溝を感じ

る。戦争と平和に関しては、広島・長崎の平和公園と沖縄摩

文仁の平和祈念公園では慰霊と平和への願いが託されている。そしてそれぞれが核戦争と沖縄戦の惨禍を世界に訴えていることの意味は大きい。しかし自らの戦争責任や戦後責任を直視し、積極的に平和を作っていこうとする意思を形にしようとした公園は未だ生み出していないのではないか。

今、世界は、アメリカン・スタンダードを中心とする市場原理のグローバリゼーションと、過去の暴力の清算と克服を土台にした新たな関係づくりにむけた「和解のグローバリゼーション」の双方が展開しつつあるといわれている。先に見た韓国・台湾の動向も後者の潮流の一環といえよう。そうした世界史的な潮流の中で公園も時代の課題を映し出している。その意味では、どのような公園を生み出しうるかがその社会のあり方を問いかけている。今や公園は「たかが公園」ではないのである。

注

(1) 米軍立川基地の返還がもともとニクソン政権下におけるアメリカの世界戦略の一部修正を受けた戦力の配置がえによるものであり、沖縄への米軍基地の集中や韓国での「維新体制」の樹立など七〇年代前半の東アジア情勢と同じ背景をもつことを考えると、その跡地が「昭和記念公園」と

された点には象徴天皇制の性格が写し出されているのかもしれない。

(2) 「和解のグローバリゼーション」については『現代思想』二〇〇〇年二月号「特集和解の政治学」(青土社)の各論考が参考になる。

また、冷戦下とその後の韓国・台湾の政治動向については、国際シンポジウム「東アジアの冷戦と国家テロリズム」日本事務局刊の各回シンポジウム報告集を参照した。